

歎願及要求事項詳記ノ通り
経過

(1) 労働者側

一、同盟罷業ノ状況

罷業職工ハ東京府警視廳本部員李載祐及同
争議部長李載祐等ノ指導ニ従テ罷業ヲ全従業員
ニ拡大セシメテ、現存中ノ全従業員ハ極メテ
冷淡ナル態度ヲ持シテ、同業ノ復縁ナシ

(2) 町民ニ對スル状況

争議團ニ於テハ、労働者ヲ虐使シ餓死ヲ殊判スル
宇山カトボシ工場主ノ態度ナリ仕打ニ對シ全町民
ニ訴曰ト題シテ、各町民ノ後方ナルヲ攻撃シ更ラ

ニ労働者ヲ酷使シ採取セル金錢ヲ以テ貸家ヲ建
築シ高率ノ家賃ヲ取り立テ白己ノ利益ノミヲ圖
ル工場主ハ町民ト共同ノ敵ナルヲ以テ協力ヲ乞
フ旨ヲ記載セル宣傳ビラヲ作成配布セリ

(2) 事業主側

一、同盟罷業開始後ニ於ケル作業状況

工場側ニ於テハ別項ニ如ク通勤者ニ對スル争議
團員ノ恣横ニ對シテ發生ニ鑑ミ本月十九日ヨリ女
工ヲ臨時ニ休業セシメ男女ニ名ニ臨時職工五名
ヲ雇入レ作業ヲ繼續シ居レリ

二、罷業職工ニ對スル警告

去ル十九日朝罷業職工一〇名ニ對シ二十日午前